

廃止する町の名
行徳

鳥取県告示第七百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更は、平成五年十一月一日からその効力を生ずる。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成五年七月一日現在の地番による。）
誠道町	誠道町の全域 竹内町字廣廻二〇七八から二〇八〇まで、二〇八一の一、二〇八二、二〇八八の一
竹内町字廣廻	竹内町字廣廻のうち二〇七八から二〇八〇まで、二〇八一の一、二〇八二、二〇八八の一以外の区域

鳥取県告示第八百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
庄司医院	鳥取市湖山町北一丁目二六〇	平成五年十月一日
横田外科医院	鳥取市栄町四〇三十四	"
山根医院	鳥取市賀露町九九九	"
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一一〇	"
彦名クリニック	米子市彦名町二八五六―二	"
渡辺医院	米子市夜見町二五三五	"
山本整形外科内科医院	米子市大篠津町一一一六	"
伊藤道子医院	米子市両三柳三二七六一	"

岸田医院	岡本医院	斉藤医院	音田医院	岸田医院	山田医院	太田医院	林医院	桑田医院	松島医院	三宅医院	相原医院	医療法人同愛会 博愛病院	笠木小児科医院	医療法人育生会 高島病院	脇田産婦人科医 院
東伯郡大栄町大字妻波六九五	東伯郡大栄町大字由良宿五五 六一二	東伯郡羽合町大字下浅津二二 五	東伯郡羽合町大字田後五九五	〇八頭郡河原町大字青谷四〇二 七	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〇八頭郡河原町大字釜口一四一	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二〇	八頭郡智頭町大字智頭六三三	〇八頭郡河原町大字大谷三五八 一二	境港市外江町二五二一	境港市麦垣町五五	米子市両三柳一八八〇	米子市中町七六	米子市西町六	米子市中町一三三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

松井医院	南條診療所	仲田医院	入澤医院	浦島齒科湖山医 院	御船齒科医院	武内齒科医院	滝川医院	田村内科眼科	谷本こともクリ ニック	河崎齒科医院	たかはし薬局	遠藤薬局	おおい薬局	有限会社加藤調 剤薬局一本木店
西伯郡淀江町大字佐陀七八〇	西伯郡名和町大字豊成六八四 一二	日野郡日野町根雨七一五	日野郡日南町矢戸四五四	鳥取市湖山町三六九〇一	〇八頭郡青谷町大字青谷三七六 六一一	東伯郡羽合町大字田後五七二	境港市日ノ出町九六	鳥取市末広温泉町二〇二	米子市榎原一八八八一三	倉吉市福庭九一八一	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	日野郡溝口町溝口六六八	鳥取市大杵二二六一二九	倉吉市山根六三七一五
"	"	"	"	"	"	"	平成五年十月十日	平成五年十月十二日	平成五年十月十三日	平成五年十月十四日	平成五年十月一日	"	平成五年十月二日	平成五年十月十四日

鳥取県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 吉村 務 岩美郡国府町大字清水二五五
- 福田 正明 岩美郡国府町大字岡益一〇三一六
- 森田 茂 岩美郡国府町大字美敷二五一
- 中河 篤巳 岩美郡国府町大字中郷三〇九一三
- 河村 昭男 岩美郡国府町大字国分寺三六
- 田嶋 京一 岩美郡国府町大字町屋一一九
- 大橋 幸太郎 鳥取市杉崎三七三
- 内田 和弘 鳥取市東今在家一七五
- 武田 實 岩美郡国府町大字町屋二四八
- 川上 保 岩美郡国府町大字宮下三〇
- 西垣 伸 岩美郡国府町大字庁一九八
- 小林 種夫 岩美郡国府町大字麻生二二四
- 五百川 重雄 岩美郡国府町大字高岡四四一
- 広瀬 浚一 岩美郡国府町大字広西四八一
- 山田 賢太郎 岩美郡国府町大字糸谷九三

就任した役員の氏名及び住所

- 安本 棟夫 岩美郡国府町大字山根九七一
- 河上 武實 岩美郡国府町大字谷六四
- 谷口 平一 鳥取市津ノ井一八四
- 森 泰久 岩美郡国府町大字法花寺六三
- 谷口 久男 岩美郡国府町大字高岡三八八
- 前田 利明 岩美郡国府町大字神垣一四三
- 井上 潔 岩美郡国府町大字三代寺一九八一
- 田嶋 京一 岩美郡国府町大字町屋一一九
- 井上 潔 岩美郡国府町大字三代寺一九八一
- 市村 甚一 岩美郡国府町大字法花寺七四
- 森田 茂 岩美郡国府町大字美敷二五一
- 谷口 久男 岩美郡国府町大字高岡三八八
- 大橋 幸太郎 鳥取市杉崎三七三
- 福田 数則 岩美郡国府町大字岡益一九〇
- 前田 暁 岩美郡国府町大字神垣四六六
- 西垣 伸 岩美郡国府町大字庁一九八
- 太田 守 岩美郡国府町大字広西三八一一
- 福田 稔 岩美郡国府町大字国分寺四〇

平成五年五月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	小田一穂	日野郡日南町新屋一五八三
"	坪倉清明	日野郡日南町湯河四三〇
"	秋末安司	日野郡日南町萩原二四六
"	小谷秀人	日野郡日南町神戸上二四八六
"	廣瀬明正	日野郡日南町神戸上一八九六
"	小谷巧	日野郡日南町神戸上一三八
"	岸郁男	日野郡日南町下阿毘縁一五四六一
"	坪倉勝幸	日野郡日南町阿毘縁二五一八一
"	狭間剛二	日野郡日南町阿毘縁一一〇五一
"	高木功	日野郡日南町下阿毘縁二一一三
"	福岡覺	日野郡日南町花口一一一一
"	山形義盛	日野郡日南町花口九〇四一一
"	藤定満一	日野郡日南町上石見七七九
"	島川和美	日野郡日南町中石見四〇三
"	森川一男	日野郡日南町中石見六〇一

"	高橋公正	日野郡日南町下石見九八一
"	太田卓治	日野郡日南町下石見一一三八一一
"	山本文夫	日野郡日南町下石見一六七八一三
"	伊田直美	日野郡日南町三吉九六
"	近藤通	日野郡日南町笠木一六七
"	石川美智也	日野郡日南町笠木二五二二
"	藤原吉廣	日野郡日南町笠木一六八一
"	野口忠實	日野郡日南町茶屋一六三九
"	長谷川政幸	日野郡日南町茶屋二九六七
"	三上惇二	日野郡日南町茶屋二四四五
"	木村利顯	日野郡日南町福寿実二四一四
監事	村本修	日野郡日南町多里二八三
"	榎原孝行	日野郡日南町神戸上六九九一一
"	石倉守明	日野郡日南町下阿毘縁一〇五三一
"	三上正喜	日野郡日南町下石見二三一一
"	山浦久	日野郡日南町笠木一八四六

平成五年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	村本修	日野郡日南町多里二八三
"	坪倉清明	日野郡日南町湯河四三〇
"	秋末安司	日野郡日南町萩原二四六
"	近藤愛明	日野郡日南町新屋一四七六
"	西村友昭	日野郡日南町萩原六一七

小谷秀人	日野郡日南町神戸上二四八六
廣瀬明正	日野郡日南町神戸上一八九六
佐伯勉	日野郡日南町神戸上一〇三三
小谷巧	日野郡日南町神戸上一三八
藤定繁樹	日野郡日南町神戸上二七二
坪倉勝幸	日野郡日南町阿毘縁二五一八一
狹間剛二	日野郡日南町阿毘縁二一〇五一
高木功	日野郡日南町下阿毘縁二二一三
加納清文	日野郡日南町下阿毘縁二二六七
福岡覺	日野郡日南町花口一一一一
山形義盛	日野郡日南町花口九〇四一一
新田正夫	日野郡日南町花口七九三一一
藤定滿一	日野郡日南町上石見七七九
島川和美	日野郡日南町中石見四〇三
森川一男	日野郡日南町中石見六〇一
太田卓治	日野郡日南町下石見一一三八一一
山本文夫	日野郡日南町下石見一六七八一三
佐伯紀久男	日野郡日南町下石見一九三
櫃田忠	日野郡日南町三吉八一四
渡邊登	日野郡日南町三吉三七
藤原吉廣	日野郡日南町笠木一六八一
高橋節夫	日野郡日南町笠木三三三
野口忠實	日野郡日南町茶屋一六三九
長谷川政幸	日野郡日南町茶屋二九六七

三上惇二 日野郡日南町茶屋二四四五
 木村利顯 日野郡日南町福寿美二四一四
 西尾雅喜 日野郡日南町福寿美九五一一
 監事 小田一穂 日野郡日南町新屋一五八三

榎原孝行 日野郡日南町神戸上六九九一一
 足立潤一郎 日野郡日南町阿毘縁二三五一一一
 中田博 日野郡日南町下石見一三〇二
 山浦久 日野郡日南町笠木一八四六
 平成五年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第八百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	清水彰人	変更前	東伯郡東郷町大字川上一六三
		変更後	東伯郡東郷町大字中興寺三三四一五

鳥取県告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字浪瀧五二九八の一・五三〇一・五三〇二・字東飯櫃五三〇七・五三〇八・五三一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

県立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年六月二十三日 鳥取県指令受鳥土維第七十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市興南町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目二六〇

中山雅雄

鳥取県告示第八百六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月四日 鳥取県指令受鳥土維第六百七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市商栄町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市商栄町一九五

大和設備株式会社

代表取締役 西山秋義

鳥取県告示第八百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二十日 鳥取県指令受都計三一―二第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市野寺字西野寺道下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字富枝一三一五

岡田保男

鳥取県告示第八百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年四月十六日 鳥取県指令受鳥土維第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町新町一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字奥谷一二四

森田久夫

鳥取県告示第八百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年四月十二日 鳥取県指令受倉土維第四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市鴨河内字推谷及び藏内字奥小いろ谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合

代表理事組合長 笠原 郁

鳥取県告示第八百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月六日 鳥取県指令受倉土維第七百十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市小田字大平

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合

代表理事組合長 笠原 郁

鳥取県告示第八百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月八日 鳥取県指令受都計三一三五第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字笠見字八反ヶ坪並びに大字八橋字東下河原、字樋掛り、字八田ヶ坪、字下河原及び字大田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字八橋三七九

東伯シティ株式会社

代表取締役 鷗沼 力

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成5年10月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者
危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している者
- 2 講習の日時及び場所
 - (1) 平成5年11月24日（水） 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 平成5年11月25日（木） 午前10時から午後3時まで
米子市樺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
 - (3) 平成5年11月29日（月） 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (4) 平成5年11月30日（火） 午前10時から午後3時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室
 - (5) 平成5年12月1日（水） 午前10時から午後3時まで
倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
- 3 受講手続
県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県総務部消防防災課に備え付

けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成5年10月18日（月）から11月1日（月）までの間に、鳥取県総務部消防防災課（〒680 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7064）に提出すること。（郵送による場合は、平成5年11月1日（月）までの消印のあるものに限り返付付ける。）

- 4 受講手数料及びその納付方法
受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 5 その他
受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成5年10月15日

鳥取県収用委員会 会長 田 中 肇 篤

- 1 期日
平成5年10月26日（火）午後1時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室
- 3 件名
一般河川日野川水系大川改修工事及び一般国道181号（福市橋）改築工事に係る収用裁決申請事件